

物品の買入れについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見を知事に回答する必要がある、充電器（充電保管庫）等の物品の買入れに対する意見について、教育長による事務の臨時代理により「教育委員会として特に意見はない」旨の回答をいたしましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和2年12月24日

教 育 企 画 課

特 別 支 援 教 育 課

第 号議案

物品の買入れについて

下記のとおり物品を買い入れるものとする。

令和2年11月 日提出

愛知県知事 大村 秀章

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 物 件 名 | 充電器 (充電保管庫) |
| 2 | 物 件 の 概 要 | 愛知県立明和高等学校始め150高等学校及び愛知県立名古屋盲学校始め30特別支援学校の充電器 (充電保管庫)
522台 |
| 3 | 買 入 金 額 | 39,045,600円 |
| 4 | 買 入 先 | 株式会社大塚商会 |
| 5 | 契 約 の 方 法 | 4名の一般競争入札 |

説 明

この案を提出するのは、愛知県立明和高等学校始め150高等学校及び愛知県立名古屋盲学校始め30特別支援学校の充電器 (充電保管庫) を買
い入れるため必要があるからである。

第 号議案

物品の買入れについて

下記のとおり物品を買い入れるものとする。

令和 2 年 1 1 月 日提出

愛知県知事 大村 秀章

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 物件名 | パーソナルコンピュータ（生徒用タブレットパソコン） |
| 2 | 物件の概要 | 愛知県立明和高等学校始め150高等学校のパーソナルコンピュータ（生徒用タブレットパソコン） 12,000組 |
| 3 | 買入金額 | 1,139,160,000円 |
| 4 | 買入先 | 株式会社フューチャーイン |
| 5 | 契約の方法 | 1名の一般競争入札 |

説明

この案を提出するのは、愛知県立明和高等学校始め150高等学校のパーソナルコンピュータ（生徒用タブレットパソコン）を買い入れるため必要があるからである。

第 号議案

物品の買入れについて

下記のとおり物品を買い入れるものとする。

令和2年11月 日提出

愛知県知事 大村 秀章

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 物 件 名 | 表示装置 (大型ディスプレイ) |
| 2 | 物 件 の 概 要 | 愛知県立名古屋盲学校始め30特別支援学校の表示装置 (大型ディスプレイ) 1,190組 |
| 3 | 買 入 金 額 | 208,000,100円 |
| 4 | 買 入 先 | 株式会社大塚商会 |
| 5 | 契 約 の 方 法 | 1名の一般競争入札 |

説 明

この案を提出するのは、愛知県立名古屋盲学校始め30特別支援学校の表示装置 (大型ディスプレイ) を買い入れるため必要があるからである。

第 号議案

物品の買入れについて

下記のとおり物品を買い入れるものとする。

令和2年11月 日提出

愛知県知事 大村 秀章

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 物 件 名 | 投影机（プロジェクトタ） |
| 2 | 物 件 の 概 要 | 愛知県立明和高等学校始め150高等学校の投影机（プロジェクトタ） 1,488組 |
| 3 | 買 入 金 額 | 384,778,944円 |
| 4 | 買 入 先 | 株式会社大塚商会 |
| 5 | 契 約 の 方 法 | 1名の一般競争入札 |

説 明

この案を提出するのは、愛知県立明和高等学校始め150高等学校の投影机（プロジェクトタ）を買い入れるため必要があるからである。

第 号議案

物品の買入れについて

下記のとおり物品を買い入れるものとする。

令和2年11月 日提出

愛知県知事 大村 秀章

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 物件名 | 乗合自動車（リフト付特別仕様スクールバス） |
| 2 | 物件の概要 | 愛知県立港特別支援学校始め4特別支援学校の乗合自動車（リフト付特別仕様スクールバス） 5台 |
| 3 | 買入金額 | 129,595,952円 |
| 4 | 買入先 | いすゞ自動車中部株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 1名の一般競争入札 |

説明

この案を提出するのは、愛知県立港特別支援学校始め4特別支援学校の乗合自動車（リフト付特別仕様スクールバス）を買い入れるため必要があるからである。